

各 位

会 社 名 シ ャ ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 戴 正 呉
(コード番号 6753)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関する事項について

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2021年6月30日に関東財務局に提出いたしました2021年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1 開示すべき重要な不備の内容

当社は、当社の連結子会社であるカンタツ株式会社（以下、「カンタツ社」といいます。）に対する内部監査により、注文がないまま売上が計上されていること、通常売上計上が許されない状況で売上が計上されていることを把握しました。そこで、2020年12月25日付の当社取締役会において、案件の複雑性等から外部専門家が主体的・主導的に調査を行う調査委員会の設置を決議し、事実の解明及び原因の究明に着手しました。

当社は、2021年3月12日、調査委員会から調査報告書を受領し、過年度の決算を訂正し、2019年3月期及び2020年3月期の有価証券報告書並びに2019年3月期第2四半期から2021年3月期第2四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出しました。

当社は、調査委員会により認定された不適切な会計処理が生じた原因としては、カンタツ社において信頼性ある財務報告を実現するための内部統制が無効化されたことに起因するものと考えております。

このような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度の末日時点の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

2 事業年度末までに是正できなかった理由

当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、調査委員会から調査報告書の受理した2021年3月12日から事業年度の末日までに、再発防止策を整備し運用する期間を十分確保できないと判断したためです。

3 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、以下のとおり、開示すべき重要な不備を是正するための再発防止策を実行して内部統制の整備・運用を図るとともに、本件を機に当社グループにおける内部統制の充実を図ってまいります。

- ・ 当社グループ役職員に対するコンプライアンス意識の徹底（内部通報制度の周知、徹底を含む）
- ・ 当社グループ役職員に対する会計処理に対する理解の醸成
- ・ カンタツ社における業務プロセスの見直し・徹底による適切な権限分配と牽制関係の構築・運用
- ・ カンタツ社における監査役、本社部門等への通報の奨励、内部通報制度の周知徹底
- ・ 当社管理部門・監査部門による管理（滞留債権等のモニタリングを含む）・監督・監査の強化（そのための人材確保）及び当社が子会社を管理する体制の見直し

4 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

5 財務諸表及び連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限適正意見であります。

以 上